

令和7年度の契約者割戻率が確定しました！

〔令和7年度の割戻率は30.88%〕

建設共済保険では保険事業の決算で生じた剰余金をご契約者にお支払いする「契約者割戻金制度」を導入しており、令和7年度における直近3事業年度の剰余金平均値（下表「令和7～9年度の契約者割戻金について」ご参照）である9.21億円を原資として算出した割戻率は30.88%になりました。

なお、例年の割戻金のお支払いにつきましては、9月上旬に割戻金額の明細をご契約者へお送りした上で、同月下旬にご登録いただいている口座へお支払いしています。

〔令和8年度および令和9年度も割戻金をお支払いします〕

次の「令和7～9年度の契約者割戻金について」に記載の通り、剰余金は3事業年度に分割して割り戻されますので、令和8年度（令和9年度支払い）の割戻金の原資となる金額は、過去2年の剰余金平均値7.86億円に同年度の決算において剰余金が生じた場合その1/3を加算（ $+\alpha$ ）した額、令和9年度（令和10年度支払い）は4.36億円 $+\alpha$ に同年度の決算において剰余金が生じた場合その1/3を更に加算（ $+\beta$ ）した額になります。ただし、**当該事業年度の決算日（3月31日）において保険契約が有効に成立していないご契約者については割戻金が支払われないこと**にご留意いただき、変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

〔令和7年度～9年度の契約者割戻金について〕

決算年度	A 剰余金	発生した事業年度を含め剰余金を3事業年度に分割（ $A \div 3$ ）		
		令和7年度	令和8年度	令和9年度
令和5年度	4.05億円	1.35億円（R5:3/3回）		
令和6年度	10.48億円	3.49億円（R6:2/3回）	3.49億円（R6:3/3回）	
令和7年度	13.10億円	4.36億円（R7:1/3回）	4.36億円（R7:2/3回）	4.36億円（R7:3/3回）
B 直近3事業年度の剰余金平均値		9.21億円	7.86億円 $+\alpha$	4.36億円 $+\alpha+\beta$
C 基準保険料総額		29.84億円	令和8年度に剰余金が生じた場合にはその1/3が加算（ $+\alpha$ ）されます。	令和8年度に剰余金が生じた場合にはその1/3が加算（ $+\alpha$ ）され、同様に令和9年度に剰余金が生じた場合にはその1/3が加算（ $+\beta$ ）されます。
割戻率（ $B \div C$ ）		30.88%		

〔参考〕

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
過去の割戻率	8.60%	20.53%	16.46%	28.52%

保険事業の決算から生じた剰余金の取扱いについて

令和3年10月を中心とした制度改正前は、同剰余金は安全用品の頒布等でご契約者へ還元しておりました。制度改正以降は安全用品の頒布額を一部削減するとともに同剰余金全額を令和4年度に創設された契約者割戻金でご契約者へ還元することになりましたが、割戻金額には事実上安全用品の削減額分が含まれ、かつ、それを上回る水準で割戻金が支払われておりますことから、制度改正前よりもご契約者の掛金の実質負担は軽減されておりますことにご留意ください。

〔裏面の参考：安全用品の頒布等と割戻金の関係もご参照ください〕

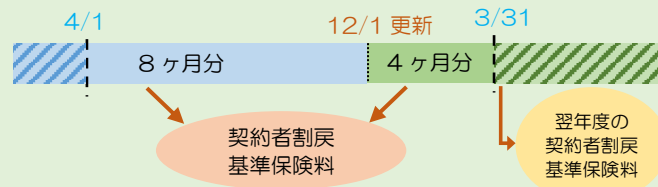
〔 契約者割戻金等の算出方法 〕

個々の保険契約の契約者割戻基準保険料は次のように算出され、当該事業年度の決算日において有効に成立している全ての保険契約の契約者割戻基準保険料を合計したものが基準保険料総額になります。

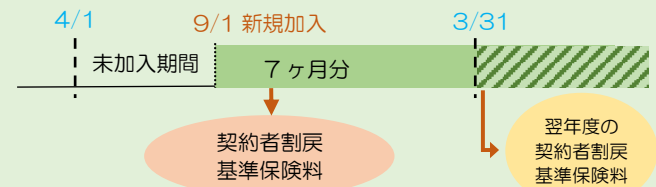
○ 契約者割戻基準保険料の算出方法（年間完成工事高契約及び関連事業契約）

お支払いいただいた掛金の82%が保険事業（残りの18%は公益目的事業）に該当し、そのうち共済団の事業年度（期間4月1日～3月31日）に該当する保険料が契約者割戻基準保険料です。

例1) 契約期間 12月1日～11月30日のご契約者様（更新契約）



例2) 契約期間 9月1日～8月31日のご契約者様（新規契約）



※ 甲型共同企業体契約にあっては掛金の精算日が当該事業年度に属する保険契約が対象になります。

直近3事業年度の剰余金平均値を原資として、基準保険料総額から契約者割戻率を算出します。

○ 令和7年度の契約者割戻率の算出方法

※事業年度ごとに契約者割戻率を算出します。

剰余金平均値
(令和5～7年度)

9.21 億円[Ⓐ]

基準保険料総額
(令和7年度)

29.84 億円[Ⓑ]



9.21 億円[Ⓐ] ÷ 29.84 億円[Ⓑ]
令和7年度の契約者割戻率 30.88% [Ⓒ]

ご契約者へお支払いする契約者割戻金を算出するにあたっては、各保険契約の契約者割戻基準保険料に改めて契約者割戻率を乗じて算出します。

○ 令和7年度の契約者割戻金の算出方法

契約者割戻金は個々の保険契約の契約者割戻基準保険料に契約者割戻率を乗じて算出します（10円の位を四捨五入して100円単位）。

令和7年度の契約者割戻率は30.88%[Ⓒ]ですので契約者割戻金は次の計算式で算出します。

契約者割戻
基準保険料

×

契約者割戻率
30.88% [Ⓒ]

=

契約者割戻金

※ 契約者割戻金の額が100円に満たないご契約者および令和7年度の決算日（令和8年3月31日）において保険契約が有効に成立していないご契約者については支払いはありません。

＜参考：安全用品の頒布等と割戻金の関係（イメージ図）＞

